

江田島市教育委員会会議録

平成 30 年 11 月 19 日（月）平成 30 年第 11 回教育委員会会議定例会を江田島小学校会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10 時 00 分
閉会	午前	10 時 24 分

2 出席者（4名）

教育長職務代理者	三島雅司
委員	樋上美由紀
委員	柳川政憲
委員	今井絵里子

3 欠席者（1名）

教育長	御堂岡 健
-----	-------

4 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	畠藤 邦子
生涯学習課長兼江田島図書館長兼 能美図書館長	間可 健治
西能美学校給食共同調理場総括場長	福岡 洋
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

5 事務局

学校教育課 専門員	濱岡 晶子
--------------	-------

6 傍聴人

なし

7 議事日程

(1) 教育長報告

- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第 18 号 江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- (4) 議案第 19 号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- (5) 議案第 20 号 江田島市教育集会所設置及び管理条例を廃止する条例案について
- (6) 承認第 23 号 江田島市立学校の学校医の委嘱について
- (7) 承認第 24 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について

(8) その他

8 議事の概要

○ 教育長職務代理者

ただ今から、第 11 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

なお、御堂岡教育長から、欠席の報告を受けておりますことを、お知らせします。

ただ今の出席者は 4 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長職務代理者

審議に入る前に、議案書の 12 ページの承認第 23 号と 14 ページの承認第 24 号については、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 教育長職務代理者

それでは、お諮りいたします。

承認第 23 号「江田島市立学校の学校医の委嘱について」と承認第 24 号の「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長職務代理者

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第 23 号「江田島市立学校の学校医の委嘱について」と承認第 24 号

の「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長職務代理者

日程第 1, 「教育長報告」を行います。
事務局から報告をお願いします。

○ 教育次長

それでは、議案書の 2 ページをお開きください。
「教育長報告」を行います。
以上です。

(省 略)

○ 教育長職務代理者

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長職務代理者

日程第 2, 「会議録署名委員の指名」は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めております。本来であれば、私の順番なのですが、今回、私が職務代理で署名しますので、もう一人は、次の順番の、樋上委員にお願い致します。

○ 教育長職務代理者

日程第 3, 議案第 18 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」と日程第 4, 議案第 19 号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」の 2 件につきましては、関連がございますので、一括議題とし、個別採決とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、一括上程されました議案第 18 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」及び、日程第 4, 議案第 19 号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

最初に、議案第 18 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

議案書, 3 ページをお開きください。
提案理由でございます。

高田公民館の廃止に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定によりまして、委員会の意見を求めるものでございます。

内容でございます。

議案書4ページに改正条文を、5ページに新旧対照表を添付しております。

次に、議案第19号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

議案書、6ページをお開きください。

提案理由でございます。

高田体育館の廃止に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定によりまして、委員会の意見を求めるものでございます。

内容でございます。

議案書7ページに改正条文を、8ページ、9ページに新旧対照表を添付しております。

初めに主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

まず、今回の改正理由は、旧高田小学校の改修工事が今年度末で終わり、来年4月1日から高田交流プラザとして供用開始することとなります。それに伴い、12月議会で、「江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案」を提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

主な改正内容は、現行条例から、高田公民館と高田体育館の項を削ると言うものでございます。

議案書5ページの参考資料をご覧ください。

現行の第2条の表中の「高田公民館」の項と、別表、第11条関係の「高田公民館」の表を削ると言うものです。

続いて、議案書8ページの参考資料をご覧ください。

現行の第2条の表中の「高田体育館」の項と、別表第1、第6条関係と別表第2、第7条関係の「高田体育館」の項を削ると言うものです。

最後に、附則として、議案第18号は4ページ、議案第19号は7ページに、「この条例は、平成31年4月1日から施行する。」としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 教育長職務代理者

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 柳川委員

旧高田公民館の今後の予定はどうなっていますか？

○ 生涯学習課長

まだ決まっておらず、今後検討していきます。

旧高田小学校が交流プラザになり、公民館機能はその交流プラザに移るので、現在の高田公民館は廃止されます。中町公民館と同じ状態です。中町公民館は普通財産として、遊休施設として売却する方向です。高田公民館は借地ですので、地権者と話し合いの途中です。

○ 教育長職務代理者

高田体育館は交流プラザの一部とする、という解釈でよろしいですか。

○ 生涯学習課長

そのとおりでございます。

○ 教育長職務代理者

公民館は、選挙の個人演説会場として使われる場合もありますが、その辺りはどうでしょうか。市長部局で整理するのでしょうか。

○ 生涯学習課長

この条例の改正に合わせて、整理する予定でございます。こちらは規則になりますので、精査して今後、教育委員会会議にかけさせていただきます。

○ 教育長職務代理者

わかりました。

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

最初に、議案第 18 号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長職務代理者

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長職務代理者

次に、議案第 19 号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長職務代理者

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長職務代理者

日程第 5，議案第 20 号「江田島市教育集会所設置及び管理条例を廃止する条例案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました議案第 20 号「江田島市教育集会所設置及び管理条例を廃止する条例案について」でございます。

議案書，10 ページをお開きください。

提案理由でございます。

融光会館の廃止に伴い、現行条例を廃止する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成 16 年江田島市教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 3 号の規定によりまして、委員会の意見を求めるものでございます。

今回の改正理由は、3 点ほどございます。

1 点目として、経年劣化による老朽化が激しく、数年に渡り利用者が、ほぼいないということ。

2 点目として、施設を継続利用していた理由の一つとして、災害時の避難所機能がありましたが、近隣に新しい施設ができ、避難所機能をそこに移した、ということがございます。

最後、3 点目でございます。

この施設の敷地は、民間からの有償借受財産であるため、存続させるには、借地代を支払わなければならない、ということがありました。

これらのことを総合的に判断し、地元協議も行い、廃止することとしました。

議案書，11 ページをご覧ください。

改正条文として、「江田島市教育集会所設置及び管理条例（平成 16 年江田島市条例第 80 号）は、廃止する。」とし、附則として、「この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行

する。」としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長職務代理者

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

○ 教育長職務代理者

それではこれで、本件の審議を終わります。

○ 教育長職務代理者

採決に移ります。

議案第 20 号「江田島市教育集会所設置及び管理条例を廃止する条例案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長職務代理者

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長職務代理者

日程第 6，承認第 23 号「江田島市立学校の学校医の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長職務代理者

日程第 7，承認第 24 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長職務代理者

以上で、本日の会議に付された審議事項は、全て終了いたしました。

次の教育委員会会議は平成 30 年 12 月 17 日（月）午前 10 時から教育委員会会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育長職務代理者

署 名 委 員